

令和7年第12回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和7年12月18日（木） 14時00分～14時50分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	松 尾 哲
教育委員	植 木 智 穂
教育委員	瀬 川 百 合

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	石 川 伸 吾
教育総務課長	佐 々 木 航
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	田 口 享 史
文化財課長	中 村 隆 敏
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第24号 南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱の全部を改正する告示について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和7年第12回定例会」を開会いたします。

はじめに、事前に送付した議事日程には、ございませんでしたが、日程第5に「議案第24号 南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要改正する告示について」を追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、議案審議に「議案第24号」を追加いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、瀬川委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「中村委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「中村委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課報告」を行います。

松本教育長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長

(別紙により、各課の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

瀬川委員

お尋ねではありませんが、生涯学習課から人権教育講演会の報告がありましたが、有家中学校の講演会に人権擁護委員も参加させていただき、いい連携ができたと思います。次年度以降も継続していきたい。

生涯学習課長

そのような報告を受けております。ありがとうございました。今後も、是非継続していきたいと思います。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案第24号「南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱

の全部を改正する告示について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案第24号「南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱の全部を改正する告示について」を説明させていただきます。

提案理由は、南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金の制度を充実し、物価高騰の影響を受けている子育て世代への経済的負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

次のページ1ページをお開きください。本改正要綱の全文を示しております。改正の内容についてご説明いたします。

第1条第1項中、4行目後半からの「並びに保護者が一定期間負担する学校給食費相当分及び学校給食の代替として弁当対応をする保護者負担相当分（以下これらを「負担相当費」という。）に対し」を追記しました。これは、物価高騰の影響を受けている子育て世代への経済的負担の軽減を図るため、国の重点支援地方交付金を活用して、令和7年12月から令和8年2月までの3か月間の保護者が負担する給食費の補助を行えるようにするためです。また、アレルギー等が理由で学校給食を喫食していない児童生徒及び学校給食の停止の手続を行っている児童生徒についても、学校給食を喫食している児童生徒の保護者と同等の額の補助を行うものであります。

次に、第2条第1項第2号「南島原市立学校に在籍する児童又は生徒で、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していない者又は学校給食の停止の手続を行っている者の保護者」、及び第3号「前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者」を補助対象として追加しております。これは、先ほどご説明しました、アレルギー等が理由で学校給食を喫食していない児童生徒及び学校給食の停止の手続を行っている児童生徒の保護者も補助対象者とするためです。

第2項として「前項の規定にかかわらず、補助対象者が国又は地方公共団体等の制度により、学校給食費に対する補助又は免除を受けているときは、補助金の交付を受けることができない。」と記載しております。これは、就学援助や就学奨励費等の補助又は免除を受けている場合は、二重の補助となりますので補助対象者から除外するものです。

次に、第3条第1項に補助の対象となる経費、補助対象者、補助金の額及び補助期間を定めております。2ページの表をご覧ください。今回の改定に伴い追加したのは、補助対象経費の「負担相当費」でございます。補助対象者は先ほどご説明したとおりです。補助金の額は、学校給食会に対しては、令和7年度に保護者が負担する学校給食費を上限に予算の範囲内で市長が定める額として、小学生月4,500円、中学生月5,200円となります。学校給食を喫食していない児童生徒の保護者に対しても、小学生月4,500円、中学生月5,200円となります。補助の期間は、令和7年12月1日から令和8年2月28日までの3か月間です。

次に、第4条第1項に申請書に添付すべき書類を定めております。学校給食会については従来の書類と変更はありませんが、学校給食を喫食していない児童生徒の保護者については、承諾書（様式第3号）を申請書に添付するようになります。

次に、第5条第1項に実績報告について記載しております。学校給食会については従来の書類と変更はありませんが、学校給食を喫食していない児童生徒の保護者については、実績報告書の提出を省略することができるとしております。

施行日は、本日、承認が得られれば本日だけで施行するため、令和7年12月18日としております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

この件について、何か質疑などはございませんか。

今、この補助は3か月間と説明がありました、今後の見通しはどうなっていますか。

12月から2月までを無償化して、3月分で年間の精算をするため、3月分は小学生が4,500円、中学生が5,200円以下になります。

また、次年度以降につきましては、国の給食費無償化の方針が決定してから検討していくことになります。

他にございませんか。

補助の対象者は何名くらいになりますか。

小学生1,517名 中学生787名になります。

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第24号」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしと認めます。

よって、「議案第24号」は、原案のとおり決定しました。

日程 第6 その他

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、1月27日、火曜日、午後2時から開催する予定としますので、よろしくお願いします。

松本教育長

次に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長

(今後の行事予定について)

生涯学習課長

(南島原市地域展開説明会について)

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 14時50分

会議録署名人

教育委員

記録職員